

五 天保元年の風水害

七月八日・同十

天保元年（一八三〇）には、七月八日・同十七日の二度の洪水によつて、川筋土手、田

七日の風水害

地が被害を受けた。八日の風水害のもよを「国作手永大庄屋日記」には、

七日夜九ツ（午前零時）過ぎごろより東風吹き出し、八日朝六ツ（午前六時）過ぎまでは風ばかりにて、大風と申す程の儀も御座無き候所、五ツ時分（午前八時ごろ）より風雨ともにはげしく、次第に風強く罷成り、九ツ半（午後一時）ごろまで、大風雨はなはだしく御座候、それより少し風雨軽く罷成り、追々八ツ時分（午後二時ごろ）より西風に罷成り、またまた風雨はげしく御座候、暮六ツ時分（午前六時ごろ）風雨ともに相止み申し候、この度の風、田畠とともに大分相障り申し候趣、別て早進みの稻には、格別相障り申し候様子相聞え、苦々敷存じ奉り候、なおまた、両川（今川・被川）ともに洪水にて御座候

と記されており、後日報告された被害書には、川筋土手に多くの被害を出している。

八日の風水害から九日後の同十七日には、また風水害に見舞われた。「国作手永大庄屋日記」には、「十七日、風雨洪水」と簡明に記されているだけであるが、被害の書き上げによると、川筋の広範囲にわたつて、土手決壊の被害を出している（第81図参照）。

八日・十七日の兩度の風水害で、田地は冠水、砂入りなどによる被害を受けた。その後、稻虫が発生してこの年の稻作は不作となつた。『中村平左衛門日記』には、「湯川・葛原・津田・下長野は第一の不作にて、

一昨子年（文政十一年）よりも不毛立なり」と、所によつては、文政十一年の台風による被害を上回つたと記してある（第107表参照）。

天候不順による稻作の不作は、年貢の引き下げ要求となつて、検見役に申し出るが、仲津・築城両郡はその場でなかなかまとまらず、仲津郡は検見役が帰りかけの呼野で、築城郡は引き取りの小倉へ大庄屋が出向いてようやく決まつた。この年は、麦作が豊熟であつたので、秋作の助けになつた。



七
雄
漢

第81図 土手復旧作業の図（「孝義旌表録略伝」）

第107表 文政13年(天保元)7月8日・17日の風雨による被害

村名	被 壊 場 所	8日の被 壊	17日の被 壊	被害合計
大橋	御藏上行司堺土手半崩 1カ所		65間	65間
タ	同所下土手腹落 1カ所		12	12
タ	大新地行司川筋土手半崩 2カ所	120間	58	160
タ	沖新地行事川筋土手半崩 1カ所	52	20	72
タ	沖新地東の角土手腹落 1カ所	26	14	40
タ	沖新地中土手半崩 1カ所		7	7
タ	川嶋土手腹落1カ所	16	54	70
タ	浜崎土手腹落1カ所		34	34
タ	浜崎大野井道土手半崩 1カ所		8	8
国分	塚田石垣腹落1カ所	17	32	49
矢富	車田土手切 1カ所	14		14
上坂	中そら石垣腹落 1カ所	17	13	30
大橋	本田32町6反程、新地14町8反程冠水 居家本転			47町4反 1軒
国作	居家半転			1軒
竹並	居家半転			1軒

(「国作手永大庄屋日記」から)

六月一日の洪水

六 嘉永三年の風水害と同六年の旱魃

嘉永三年（一八五〇）には、六月の洪水、七月・八月の風水害による災害を受けた年であつた。六月の洪水は、「国作手永大庄屋日記」に「昨朔日（六月一日）早朝より降雨仕